

業務委託仕様書

第1 件名

奈良県営競輪場アスベスト調査請負業務委託②

第2 業務場所

奈良県奈良市秋篠町98

対象施設: 競走路、地下道、東スタンド、南スタンド、選手会事務所、管理センター、
飛天交流館、選手宿舎、倉庫②

※ 添付『調査施設配置図①～③』の『②調査対象棟』を参照。

調査実施は、各部屋単位で実施する。

第3 業務目的

本業務は、奈良県営競輪場再整備に伴う、アスベストの「使用の有無」について、図面調査・
現地調査・試料採取を行うとともに、分析・事前調査報告書等の作成を行うことを目的とする。

第4 履行期限

契約日から令和8年2月27日

※ただし、奈良県営競輪場再整備の計画に反映するため、調査結果の速報を令和8年1月
23日までに提出するものとする。(本仕様書における『速報』とは、各採取箇所について、
アスベスト定性分析の結果[アスベストの有無]及び PCB 定性分析の結果[PCB の有無]
を記載した一覧表を指すものとする。)

第5 一般事項等

- 1 本仕様書は、労働安全衛生法に基づく石綿を含有する、アスベスト含有建材の調査業務
の実施方法の概要を示すものであり、本仕様を上回る水準が確保できる場合等には、その
ような提案を制限するものではない。
- 2 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書及び工程表を発注者に提出すること。
- 3 発注者が行う業務遂行の確認は、原則、受託者が提出する報告書等の文書による。
なお、受託者は、業務完了後では確認できないものについては、写真等の提出を行うこ
と。
- 4 本業務上知り得た建物その他全ての情報は、正当な理由なく漏らしてはならない。
なお、本契約終了後も同様とする。
- 5 本仕様書に記載のない事項については、「労働安全衛生法」、「労働安全衛生法第 28 条

第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示」(平成 26 年 3 月 31 日付厚生労働省公示)及び「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の制定について」(平成 26 年 4 月 23 日付基発 0423 第 7 号厚生労働省労働基準局長通知)ほか関連法令等に基づき実施する。

6 発注者

本仕様書において、発注者、本業務に携わる奈良県営競輪場職員をいう。

第6 調査者の資格要件

1 試料採取者の資格要件は、下記のいずれかを満たすこと。

- (1) 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者
- (2) 日本アスベスト調査診断協会に登録された者

2 分析者の資格要件は、下記のいずれかを満たすこと。

- (1) 厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- (2) 公益社団法人日本作業環境分析協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定される A ランクまたは B ランクの認定分析技術者。
- (3) 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者。
- (4) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」。
- (5) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」。

第7 調査概要

調査対象については、解体予定の建物(『②調査対象棟』に示す、管理センター、選手宿舎、飛天交流館 以外の建物)に関しては全ての部屋、外壁、屋上を含むものとする。

改修 3 棟(管理センター、選手宿舎、飛天交流館)に関しては添付『改修箇所図②』に示す部屋、屋上を対象とする。

また、添付『調査施設配置図①～③』に示す地下道も対象とする。

1 資料(書面)調査(一次スクリーニング)

建築年次、構造、既存の設計図等により、奈良県営競輪場敷地内の『②調査対象棟』に示す施設のアスベストの「使用の有無」について調査を行うこと。

2 目視調査(二次スクリーニング)

現場において目視により、アスベストを含有する建材等（含有する可能性がある建材等）の「使用の有無」について調査すること。アスベストが使用されている場合及び使用されている可能性がある場合は、現状での飛散の可能性についても調査すること。

3 検体数に関する協議

検体数については、下記に想定数を記載しているが、資料調査及び目視調査の結果を基に分析が必要な最終的な検体数について発注者と協議すること。なお、検体数の変更に応じて契約変更を行うこととする。

	定性分析箇所数	分析検体数
アスベスト定性分析	箇所数 81箇所	定性分析箇所数 × 3 ＝243検体
PCB 定性分析	箇所数 11箇所	定性分析箇所数 × 1 ＝11検体

4 分析調査

(1) 資料及び目視調査において、アスベストを含有する建材の判定ができない場合は、前記3に記載の検体数に関する協議を経た上で分析調査を行うとともにサンプル採取の「部屋名、部位（複数採取の場合はサンプル数）」についてもまとめること。

(2) 検体の採取後は簡易補修を行い、当該箇所からの飛散防止処置を行うこと。

飛散防止措置の内容は事前に発注者に事前説明を行い了承を得ること。

※ 分析対象

アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト

※ 分析建材

仕上塗材、塗装材、保温材、シーリング 他

※ 分析方法

JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法：試料採取及びアスベスト含有の有無を判断するための定性分析方法）による。定量分析については行わないものとする。

※ シーリングについてはPCB定性分析調査（「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版）」による方法）を実施し、PCBを含有しないと判定された場合、アスベスト分析調査を実施すること。ただし、改修3棟（管理センター、選手宿舎、飛天交流館）については、PCB分析調査を要しない。なお、シーリングの分析検体数は11検体を想定している。

第8 調査報告書の作成について

1 調査報告書

本調査結果につき、調査報告書の作成を行うこと。

調査報告書の作成に当たっては、「アスベスト有無に関する事前調査結果報告書モデル様式」(JATI 協会様式)、「アスベスト有無に関する事前調査結果報告書フォーマット」(ASA 様式)等に記載されている事項を網羅すること。

また、調査写真も提出すること。

2 分析結果報告書

受託者は以下の書類を報告書としてまとめ、発注者に2部提出する。また、報告書の電子データ(PDF、編集可能な Microsoft Office 形式(Word, Excel 等))を CD-R または DVD-R に保存し2部提出する。これらに要する費用も全て負担するものとする。

なお、調査結果の速報については、定められた期日までに提出すること。

- (1) 目視確認表(危険度判定を3段階で行ったもの)
- (2) 石綿障害予防規則第3条第5項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書書式に基づくもの
- (3) 作業状況写真(採取前・簡易補修後)
- (4) その他発注者が指示するものは、成果品に追加すること。

3 納品後の記入漏れ、不備または誤りが発見された場合、速やかに訂正すること。

4 提出する CD-R(DVD-R)は、以下の項目に従ってウイルス対策を行う。

- (1) 受託者は、提出用 CD-R(DVD-R)を作成した時点でウイルスチェックを行う。
- (2) ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを利用する。

なお、最新のウイルスを検出できるように最新版にアップデートしたものを利用する。

- (3) 提出用 CD-R(DVD-R)には、ウイルスチェックに関する情報として以下を記入する。

- ・使用したウイルス対策ソフト名
- ・ウイルス(パターンファイル)定義年月日又はパターンファイル名
- ・チェック年月日

第9 貸与資料

調査対象建物の配置図及び既存建物設計図

アスベスト事前調査報告書(奈良競輪場アスベスト事前調査仕様書作成のための積算調査業務委託報告書)*

*この結果はあくまで参考情報であり、第7の1・2に示す調査を改めて行うこと。

第10 特記事項

- 1 契約後、着手に当たっては、業務計画書及び工程表を事前に提出し発注者と打合せを行うこと。
- 2 受注者は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全を

留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

- 3 受注者は、建造物等に損害を与えた場合は、速やかに発注者に連絡し、指示に基づき現状回復する。また、作業内用及び移設物件に事故等が発生した場合は、速やかにその内容を報告し、指示を受ける。

4 業務仕様

(1) 本仕様書に記載されていない事項は厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署が定める施行規則による。

(2) 施設の利用等

ア 工事に必要な電気・水道は、原則として受注者の負担により賄うこと。やむを得なく発注者側の施設を使用する場合は、別途協議することとする。

イ 本業務の実施に当たり、車両は敷地内に駐車できることとする。

ウ 本業務を実施するために必要な計器、工具、保護具類及び記録用紙等事務消耗品は、全て受託者の負担とする。

エ 調査日は、基本的に本場開催がない日が想定されるため、調査実施にあたっては、発注者と協議を行うこととする。

(3) 作業員の服装、言動等

ア 作業員は、原則として、腕章又は胸章を常時着用すること。

イ 作業員は、服装、作業態度、言動等に注意しなければならない。また、発注者からの指示に従わなければならない。

(4) 質疑

受託者は、本業務の実施において疑義が生じた場合、発注者と協議し、その指示を受けること。

5 契約変更について

分析調査を行うに当たり、前記「第7 調査概要 3 検体数に関する協議」において検体数の変更等が生じた場合においては、入札の際に提出された入札金額内訳書(別紙様式7)の1検体当たりの単価により金額算出を行った上で、契約変更手続を行うものとする。

6 本仕様書の記載事項範囲外の取扱いについて

本仕様書に記載のない事項については、厚生労働省の「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】」及び「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」に基づき業務を実施するとともに、発注者と協議を行った上で業務に当たること。

※例: 検体数の増減の判断
採取箇所の選定 など

7 本件の分離発注要件について

本件調査業務を落札し、実施するものは分離発注要件について了承したものとする。

※分離発注に定義される事項は以下の通りである。

調査、分析業務と除去作業についてグループ会社で完結することは出来ない。

本件・調査、分析業務を実施する者のグループ会社並びに関連企業は、後年予定される本施設の解体業務に係る入札への参加資格がないことを承知の上で本件の応札を行うものとする。

以上